



第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年8月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画道路

(名称) 3・5・233号 針原線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

富山市針原中町、針原中町字馬放、針原中町字長競、針原中町字惣写、針原中町字二枚瀬町、針原中町字竹花、高島、下飯野、下飯野字造酢、下飯野字岡田一番、下飯野字岡田二番、下飯野字前沼、下飯野字西八百苺、下飯野字早稲田、下飯野字墓木、下飯野字馬塚の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

富山市活力都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第352号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。



---

時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による提出の場合は、令和3年10月22日（金）までの消印があるものを有効とする。

(2) 受験願書等の提出先

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部河川課

3 問合せ先

富山県土木部河川課（電話 076 - 444 - 3324）